

諮問日：令和3年6月25日（令和3年度（最情）諮問第18号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第34号）

件名：最高裁判所事務総局が作成した事務処理要領の件名をまとめた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所事務総局が作成した事務処理要領の件名をまとめた文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年5月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

弁護士任官した特定の裁判官が執筆した特定の書籍には、「裁判所に入って驚いたことの一つは、先にも書いたとおり予想以上に手引・処理要領・執務資料などマニュアルがあるという事実である。」と書いてあることからすれば、本件対象文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書の「事務処理要領」については、裁判所における事務処理の方針等を記載した文書（最高裁判所が下級裁判所における事務処理の方針を示すために作成した文書を含む。）等が想定されるところである。

事務処理要領は、それぞれの事務を所掌する最高裁判所事務総局の各局課等

において、事務の性質に応じ必要とされる場合に作成されることがある。もっとも、最高裁判所事務総局の所掌する事務は多岐に渡り、各局課の職員がその事務を遂行するに当たり必要な範囲で事務処理要領を参照することはあるが、最高裁判所事務総局において事務処理要領の件名を横断的にまとめた文書を作成する必要はなく、探索したものの、該当する文書は存在しなかった。

また、最高裁判所事務総局内の各局課が事務の便宜のために事務処理要領の件名をとりまとめた文書を作成している可能性があることから探索したが、該当する文書は存在しなかった。

- 2 なお、苦情申出人は、特定人が執筆した書籍に「裁判所に入って驚いたことの一つは、先にも書いたとおり予想以上に手引・処理要領・執務資料などマニュアルがあるという事実である。」と記載があることから、本件開示申出文書は存在する旨主張しているが、上記記載は本件開示申出文書の存在について言及しておらず、裁判所が、本件開示申出文書を現に保有していることを裏付けるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年6月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月22日 審議
- ④ 同年11月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、事務処理要領は、最高裁判所事務総局の各局課等において、所掌する事務の性質に応じ、必要とされる場合に作成され、各局課の職員がその事務を遂行するに当たり必要な範囲で参照することはあるが、最高裁判所事務総局の所掌する事務は多岐に渡り、各局課の上記の事務遂行に照らしても、最高裁判所事務総局において事務処理要領の件名を

横断的にまとめた文書を作成する必要はなく、探索したものの、該当する文書は存在しなかったとのことである。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所事務総局の所掌する事務は多岐に渡ること、最高裁判所事務総局においてそれぞれの事務を所掌する各局課等において、事務の性質に応じ必要とされる場合に事務処理要領が作成されることがあること、各局課の職員がその事務を遂行するに当たり必要な範囲で事務処理要領を参照することはあること、事務処理要領は平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」に基づき、所定の手続に従って作成され、当該各局課等において管理、保存されていることなどが認められる。上記確認結果も踏まえれば、最高裁判所事務総局において事務処理要領の件名を横断的にまとめた文書を作成する必要はなく、探索したものの、該当する文書は存在しなかったとの最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、特定人が執筆した書籍の記載を引用して、本件開示申出文書が存在する旨主張するが、上記記載には、裁判所における事務処理の方針等を記載した文書等の存在についての言及はあるものの、事務処理要領の件名を横断的にまとめた文書についての言及はなく、本件開示申出文書を保有していることを裏付けるものではないから、上記の主張を採用することはできない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子